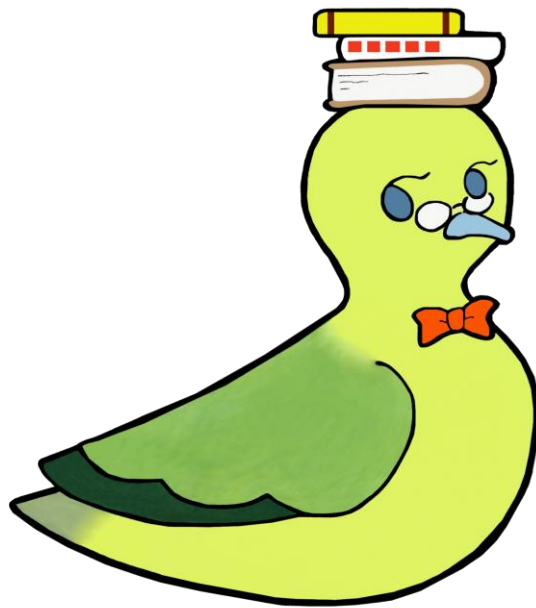


平成30年版

図書館要覧

(平成29年度の利用概要)



市立小樽図書館イメージキャラクター たるぼとちゃん

市立小樽図書館

平成30年版 市立小樽図書館要覧

目 次

1. 市立小樽図書館のあゆみ	1
2. 施設の概要	2
3. 図書館の予算	3
4. 機構(運営体制)	3
5. 蔵書状況	4
(1) 図書	
(2) 逐次刊行物	
(3) 視聴覚資料	
6. 平成29年度図書館利用概要	5～9
(1) 年度別入館者数及び利用者数	5
(2) 図書館利用登録者数	6
(3) 年齢区分別貸出利用者数	6
(4) 地区別貸出利用者数	6
(5) 貸出者数及び貸出冊数	7
(6) レファレンス(調査相談)等集計表	7
(7) インターネット等による予約件数	7
(8) 相互貸借借受・貸出集計表	7
(9) 発行物	7
(10) 団体貸出	8
(11) 移動図書館車ステーション別貸出人数及び貸出冊数	9
7. 平成29年度事業実施状況	10～11
(1) 事業実施一覧(一般・児童)	10
(2) 事業実施一覧(定期事業)	10
(3) 事業実施一覧(学校連携)	11
(4) 資料展示開催状況	11
8. 図書館条例・規則	12～15
■ 市立小樽図書館条例	
■ 市立小樽図書館条例施行規則	

1. 市立小樽図書館のあゆみ

大正 5年	8月	区立小樽図書館創立
大正 6年	8月	区立小樽図書館設置(小樽区役所内)
大正11年	8月	市政施行により市立小樽図書館と改称
大正12年	11月	旧図書館本館竣工
昭和17年	9月	書庫完成
昭和31年	7月	小樽博物館内に図書室開設
昭和41年	10月	博物館内図書室を市立小樽図書館手宮分室と改称
昭和43年	7月	市立小樽図書館協議会を設置
昭和47年	7月	市立小樽図書館北小樽分館(清水町3番1号)を開設(手宮分室を閉鎖)
昭和49年	7月	移動図書館車『そよかぜ号』運行開始(21ステーション)
昭和56年	7月	旧図書館解体 新図書館の建設に着手(旧館跡地)
昭和57年	11月	新図書館竣工
昭和58年	3月	新図書館開館
	5月	移動図書館車『うしお号』に更新
平成 9年	4月	総合・銭函・塩谷のサービスセンターでの図書返却受付開始
平成11年	12月	図書館ホームページの開設
平成12年	7月	都通り商店街『ふれあいプラザ』での図書返却受付開始
平成13年	4月	夜間開館を開始 業務の電算化に着手(平成13～16年度の4か年計画)
平成16年	4月	郷土資料を除く一般書・児童書のデータベース化を終了し、図書館業務の電算化開始
平成17年	3月	郷土資料のデータベース化を終了
平成17年	4月	図書館業務の電算化を完全実施 開館時間を延長し、祝日開館を実施
平成18年	11月	創立90周年記念事業を実施
平成19年	4月	小樽商科大学図書館との連携貸出サービスを開始
平成21年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施
	10月	市立小樽図書館北小樽分館 10月末で閉館
平成22年	6月	南樽市場内「みなみ」での図書返却受付開始
平成23年	4月	移動図書館車「わくわくブック号」に更新
平成25年	5・6月	新館オープン30周年記念事業を実施
平成26年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施、インターネット予約開始
	7月	「スクール・ライブラリー便」事業を本格実施
平成27年	5月	小樽市立病院への図書提供支援事業開始
	8月	録音図書及び点字図書館資料の貸出事業開始
平成28年	6月	図書館フェイスブックを開始
	10月	創立100周年記念事業を実施
平成29年	10月	第1回「小樽市子どもの読書活動推進計画」検討委員会開催
	11月	第1回「としょかん発おたる子ども読書の日」を開催

2. 施設の概要

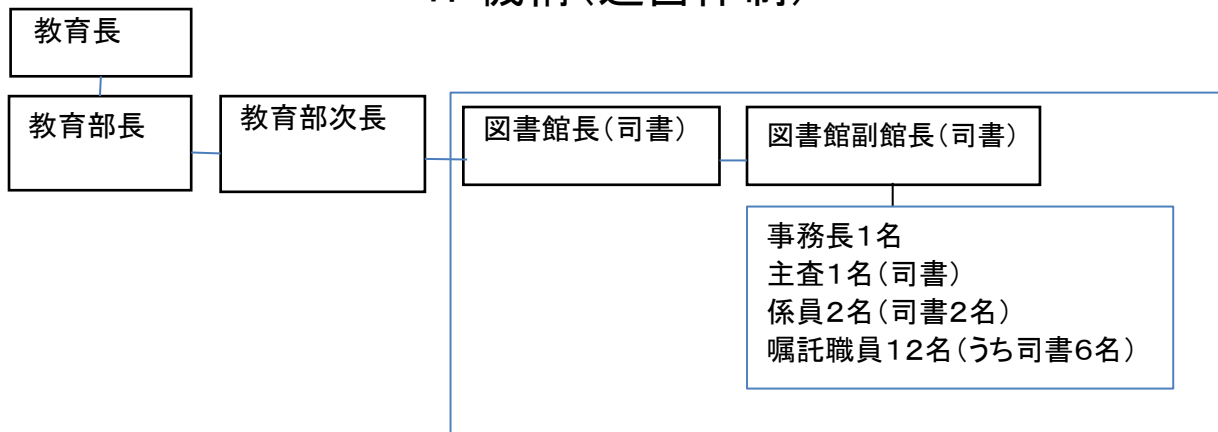
名 称	市立小樽図書館
所在地	小樽市花園5丁目1番1号
■ 構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
■ 敷地面積	2,316.5 m ²
■ 建築面積	1,110.9 m ²
■ 延床面積	2,489.034 m ²
総工費	6億6,800万円（設備を含む）
1 駐車場	12台収容
2 一般室	52席（軽読書コーナーを含む） ・ 開架図書 8万冊
3 児童室	24席 ・ 開架図書 3万冊
4 郷土資料室	18席 ・ 開架図書 1万冊 ・ 閉架図書 3万冊所蔵可能
5 地下保存書庫	17万冊所蔵可能
6 視聴覚室	70席
7 会議室	12席
8 学習室	40席
9 休憩コーナー	30席
10 移動図書館書庫	1万冊所蔵可能
11 移動図書館車 わくわくブック号	平成23年製 三菱改造型マイクロバス 図書2,000冊積載

3. 図書館の予算

(単位：千円)

経費名	内 容	平成29年度	平成30年度	前年度比
管理運営費	図書館協議会経費	60	180	120
	嘱託員報酬	21,145	21,113	▲ 32
	図書館バス経費	333	874	541
	読書週間等経費	32	32	0
	図書館電算機関係経費	4,094	3,392	▲ 702
	管理経費 (旅費・コピー用紙等事務用品・郵送料 電話料・複写機使用料ほか)	1,809	1,790	▲ 19
	小 計	27,473	27,381	▲ 92
施設維持関係費	施設維持補修費	196	196	0
	燃料・光熱水費	5,431	5,394	▲ 37
	清掃等委託料	5,708	5,796	88
	暖房ボイラー交換	0	7,000	7,000
	トイレの洋式化等整備	0	5,100	5,100
	小 計	11,335	23,486	12,151
図書等資料整備費	図書購入費	8,650	8,650	0
	新聞・雑誌購入費	2,050	2,050	0
	小 計	10,700	10,700	0
スクール・ライブラリー 便事業費	図書購入費	1,000	1,000	0
	小 計	1,000	1,000	0
子ども読書活動 推進事業費	嘱託員報酬 ほか	1,687	1,900	213
	小 計	1,687	1,900	213
	合 計	52,195	64,467	12,272

4. 機構(運営体制)



5. 蔵書状況

(1) 図書

(単位:冊)

区分	本館	移動図書館	学校巡回文庫	SL便	合計	割合(%)
総記	7,380	40	0	2	7,422	2.4
哲学	9,713	170	0	2	9,885	3.2
歴史	21,018	142	0	6	21,166	6.7
社会科学	38,432	274	0	4	38,710	12.4
自然科学	14,580	195	1	3	14,779	4.7
技術(工学・工業)	13,806	789	0	4	14,599	4.7
産業	6,288	110	0	2	6,400	2.0
芸術	18,410	1,357	3	12	19,782	6.3
言語・語学	3,155	24	0	6	3,185	1.0
文学	80,024	7,113	3	60	87,200	27.9
郷土資料	33,626	17	0	0	33,643	10.8
一般書計	246,432	10,231	7	101	256,771	82.2
児童	43,705	4,889	4,546	2,455	55,595	17.8
合計	290,137	15,120	4,553	2,556	312,366	100.0

※児童には紙芝居968巻を含む。

※分類は日本十進分類法による。

(2) 逐次刊行物

(単位:誌)

	購入	寄贈	合計
雑誌	89	81	170
新聞	8	16	24

※小樽新聞 明治28年5月以降
 ※北海タイムス 大正元年8月以降
 ※北海道新聞 昭和17年10月以降

(3) 視聴覚資料

種類	大型絵本	エプロンシアター	パネルシアター	ペープサート	ジャンボ紙芝居	マイクロフィルム
所蔵数	255	40	109	13	17	1,144

種類	16ミリ/8ミリフィルム	ビデオ	DVD	朗読CD
所蔵数	79	1,763	408	429

6. 平成29年度図書館利用概要

人 口	117,924 人		
(平成30年3月末現在)			
開館日数(本館)	295 日	蔵書冊数	312,366 冊
入館者数(本館)	184,719 人	蔵書受入数	7,225 冊
利用者数(全館)	250,259 人	内 訳	
図書館利用登録者数	38,270 人	購入図書冊数	5,443 冊
貸出者数(全体)	117,957 人	寄贈図書冊数	1,782 冊
貸出冊数	355,814 冊	除籍図書冊数	6,218 冊
(団体貸出を含む)		図書等資料整備費	11,700 千円
		(スクールライブラリー便含む)	

- 1日当たりの入館者数 入館者数 ÷ 開館日数 = 626 人
- 市民1人当たりの貸出冊数 貸出冊数 ÷ 人 口 = 3.02 冊
- 人口1人当たりの蔵書数 蔵書冊数 ÷ 人 口 = 2.65 冊
- 人口1人当たり資料整備費 資料整備費 ÷ 人 口 = 99 円

(1) 年度別入館者数及び利用者数

区分	本館			全館
	開館日数	入館者数	1日当たり 入館者数	利用者数
25	295	193,048	654	
26	297	195,693	659	
27	297	192,844	649	
28	295	192,950	654	248,131
29	295	184,719	626	250,259

※利用者数とは、入館者数、移動図書館及び貸出文庫の貸出者数、また、スクールライブラリー便などの学校利用者数のほか、館外での事業利用者数の合計。

(2) 図書館利用登録者数

年度	登録者数	人 口
25	32,294	126,420
26	33,876	124,122
27	35,525	122,088
28	37,000	120,037
29	38,270	117,924

(3) 年齢区分別貸出利用者数

年齢区分	0～5才	6～12才	13～18才	19～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	合 計
利用者数(人)	559	4,879	2,020	1,711	4,485	9,797	9,101	17,463	22,992	73,007
割合(%)	0.8	6.7	2.8	2.3	6.1	13.4	12.5	23.9	31.5	100

(4) 地区別貸出利用者数

地区	利用者数(人)	割合%
相生町	468	0.64
赤岩	1,147	1.57
旭	1	0.00
朝里	736	1.01
朝里川温泉	427	0.58
石山町	355	0.49
稲穂	3,096	4.24
入船	3,593	4.92
色内	1,488	2.04
梅ヶ枝町	559	0.77
奥沢	2,676	3.67
忍路	145	0.20
オタモイ	2,151	2.95
勝納町	355	0.49
桂岡町	1,290	1.77
幸	2,166	2.97
堺町	22	0.03
桜	5,253	7.20
潮見台	556	0.76
塩谷	964	1.32
東雲	603	0.83

地区	利用者数(人)	割合%
清水町	456	0.62
祝津	1,081	1.48
新光	4,314	5.91
新富町	581	0.80
末広町	905	1.24
住ノ江	449	0.62
住吉町	618	0.85
銭函	1,666	2.28
高島	738	1.01
築港	866	1.19
手宮	248	0.34
天神	1,066	1.46
富岡	3,790	5.19
豊川町	374	0.51
長橋	2,855	3.91
錦町	264	0.36
信香町	119	0.16
花園	4,878	6.68
張碓町	131	0.18
春香町	12	0.02
船浜町	31	0.04

地区	利用者数(人)	割合%
望洋台	640	0.88
星野町	2,487	3.41
真栄	847	1.16
松ヶ枝	2,089	2.86
緑	5,711	7.82
港町	0	0
見晴町	202	0.28
最上	3,157	4.32
桃内	36	0.05
山田町	764	1.05
蘭島	289	0.40
若竹町	1,603	2.20
若松	458	0.63
その他地区	628	0.86
後志管内	146	0.20
札幌市	457	0.63
合 計	73,007	100

(5) 貸出者数及び貸出冊数

年度	本館		移動図書館		貸出文庫等		合計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
25	70,106	306,453	5,425	27,627	49,788	50,666	125,319	384,746
26	70,693	303,110	5,832	28,420	49,564	51,428	126,089	382,958
27	73,179	312,707	5,401	25,976	48,174	50,930	126,754	389,613
28	71,850	301,880	4,868	23,809	48,800	52,516	125,518	378,205
29	68,441	285,436	4,566	21,580	44,950	48,798	117,957	355,814

(6) レファレンス(調査相談)等集計表

種別		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
レファレンス 件数		5,714	5,964	5,316	4,144	4,129
予約件数	本館	14,839	22,135	21,848	22,707	21,240
	移動図書館	2,647	3,824	4,697	4,859	5,091
	合計	17,486	25,959	26,545	27,566	26,331
購入希望 件数	希望件数	1,210	1,354	1,497	1,305	1,476
	採用件数	1,080	1,257	1,415	1,242	1,309
	不採用件数	130	97	82	63	167

(7) インターネット等による予約件数

	カウンター予約	OPAC 予約	WEB 予約	携帯 予約	予約 合計
27年度	13,278	929	10,134	2,204	26,545
28年度	12,600	986	10,333	3,647	27,566
29年度	12,084	946	9,959	3,342	26,331

(8) 相互貸借借受・貸出集計表

年度	27年度	28年度	29年度
借受件数	255	274	333
借受冊数	701	751	938
貸出件数	405	350	348
貸出冊数	723	748	634

(9) 発行物

- ◆図書館だより「しらかば」(一般向けの図書館だより) 毎月発行
- ◆きっずおたる(子ども向けの図書館だより) 毎月発行
- ◆移動図書館わくわくブック号 運行ダイヤ 年2回発行
- ◆図書館要覧(平成28年度の利用概要) 年1回発行
- ◆たるばとレポート(学校図書館通信)

(10) 団体貸出

① 学校巡回文庫

小学校名
長橋小学校
幸小学校
手宮中央小学校
緑小学校
桜小学校
入船小学校
朝里小学校
銭函小学校
潮見台小学校
奥沢小学校
天神小学校

11小学校

② 貸出文庫

団体名
(1)一般
ケアポートそよかぜ
あさりファミリア
(2)児童
朝里小学校放課後児童クラブ A
朝里小学校放課後児童クラブ B
朝里小学校放課後児童クラブ C
塩谷小学校文庫
緑小学校文庫
長橋小学校放課後児童クラブ
長橋小学校放課後児童クラブB
桂岡小学校放課後児童クラブ
銭函小学校放課後児童クラブ
張碓小学校放課後児童クラブ
手宮中央小学校放課後児童クラブ

貸出文庫 13文庫

③ スクールライブラリー便

小学校名	中学校名
忍路中央小学校	忍路中学校
塩谷小学校	長橋中学校
高島小学校	北陵中学校
幸小学校	西陵中学校
手宮中央小学校	菁園中学校
稲穂小学校	松ヶ枝中学校
花園小学校	向陽中学校
緑小学校	潮見台中学校
最上小学校	桜町中学校
入船小学校	望洋台中学校
潮見台小学校	朝里中学校
桜小学校	
望洋台小学校	
豊倉小学校	
朝里小学校	
張碓小学校	
桂岡小学校	
奥沢小学校	

18小学校

11中学校

(11) 移動図書館車「わくわくブック号」ステーション別貸出人数及び貸出冊数

	ステーション名	貸出人数	貸出冊数		
			一般書	児童書	合計
1	奥沢中央町会会館前	41	188	23	211
2	天神会館前	15	50	0	50
3	手宮公園会館前	281	883	501	1,384
4	最上小学校前	18	80	3	83
5	ラポール東小樽前	211	935	37	972
6	ベイシティガーデン小樽前	182	632	174	806
7	若竹会館前	174	664	101	765
8	真栄龍徳寺前	158	719	14	733
9	あさりファミリア駐車場	103	483	7	490
10	望洋ふれあいセンター前	63	300	36	336
11	セブンイレブン桜町店横	119	333	168	501
12	さくら幼稚園前	106	378	91	469
13	祝津三浦水産前	14	91	0	91
14	小樽信用金庫高島支店前	27	65	62	127
15	高島団地市営52-2号棟前	39	197	9	206
16	祝津かもめ会館前	117	555	56	611
17	赤岩会館前	83	278	54	332
18	真正寺駐車場	50	354	100	454
19	長橋久保組前	64	336	14	350
20	幸会館前	69	118	201	319
21	オタモイ育成院前	246	1,109	56	1,165
22	株式会社ミオタ駐車場	136	787	174	961
23	桂岡中央公園横	372	1,581	141	1,722
24	桂岡ひばりが丘公園横	197	737	37	774
25	星野会館前	138	630	78	708
26	銭函千葉歯科医院駐車場	328	1,195	164	1,359
27	銭函雇用促進住宅前	139	670	80	750
28	張碓町民会館前	27	102	12	114
29	ヤチダモ公園横	88	279	147	426
30	北海信用金庫朝里支店前	310	1,170	271	1,441
31	三門そば店駐車場	214	707	149	856
32	塩谷駅下ゲートボール場横	12	70	1	71
33	小樽幼稚園駐車場(10月から新設)	21	132	16	148
34	蘭島駅前	175	538	176	714
35	塩谷団地市営5号棟前	18	116	2	118
36	忍路大忠寺前	23	131	1	132
37	塩谷サービスセンター前	27	67	80	147
38	豊川郵便局前	161	626	58	684
合 計		4,566	18,286	3,294	21,580

※運行日数198日、運行回数723回

7. 平成29年度事業実施状況

(1) 事業実施一覧(一般・児童)

行事	内容	開催日
◆おはなしのへや	大型絵本の読み聞かせ他 (28名)	4月23日
◆えほん「どこいくの?」完成お披露目会	絵本作家こぐれけいすけ氏の絵本お披露目会(30名)	4月30日
◆人形劇の会	おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」による人形劇(34名)	5月7日
◆講演会「キーンさんと啄木さん」	講師:大西慶氏(ドナルド・キーン・センター柏崎)(25名)	5月27日
◆小樽まちかど再発見	石川啄木の歌碑を巡る講師:山川隆氏(小樽観光ガイドクラブ)(13名)	6月4日
◆講演会・啄木を偲ぶ集い	講師:荒又重雄氏(小樽啄木会)(56名)	6月11日
◆大人のおはなし会	「札幌おはなしの会」による、聞いて楽しむ語りの世界 (20名)	6月13日
◆ちびっこおはなし会	「札幌おはなしの会」による子ども向けの語り、わらべうたなど (20名)	7月1日
◆夏休み自由研究応援企画 自分だけの本をつくろう 調べ物応援タイム	工作(27名) 児童室に相談コーナーを設置・司書がアドバイス(68名)	7月23日 8月1日~10日
◆平和映画上映会	ドキュメンタリー「TheA-bomb 広島で何が起きたか」ほか(30名)	8月5日
◆小樽アニメパーティ 出張展示	小樽商科大学本気プロとの連携・聖樹のパンと小樽のパン屋さん(310名)	9月2・3日
◆子どもシアター劇場	「バンビ」(18名)	9月24日
◆リサイクルブックフェアイン朝里	1770冊(237名)	10月1日
◆シネマ名作劇場	1部:映画上映「バルカン超特急」2部:映像とシネマトーク(27名)	10月15日
◆講演会「武四郎の見た小樽海岸と小樽」	講師:小樽市総合博物館 学芸員 大鐘卓哉氏(47名)	10月29日
◆第1回としょかん発おたる子ども読書の日	参加者数410名(うち子ども230名)	11月3日
◆リサイクルブックフェア	3414冊(396名)	12月2日
◆朗読のつどい	語ろう会あおばとによる朗読会(45名)	12月9日
◆子どもシアター劇場	「アルプスの少女ハイジ」(9名)	12月10日
◆ちびっこクリスマス工作会	市内養護教員によるパステルアート他(31名)	12月16日
◆冬休みおたのしみ工作会	市内小学校教員による織染め工作他(34名)	1月6日
◆新春シネマ名作劇場	「第3の男」(40名) 「心の旅路」(30名)	1月7日 1月21日
◆こども読書フェスティバル	保育所・幼稚園で絵本の貸出・読み聞かせ オリーブ幼稚園(78名)	2月7日
◆CDコンサート	ビートルズ思い出の1曲(18名)	2月10日
◆デジタルライブラリー活用講座「図書館 所蔵の貴重な写真を読み解く」	郷土資料研究家渡辺真吾氏による講演(41名)	2月25日
◆シネマ名作劇場	「第17捕虜収容所」(38名)	3月18日
◆春休み子ども映画館	「ドラえもん のび太と銀河超特急」(57名)	3月25日
◆まち育てふれあいトーク	暮らしに役立つ図書館の利用ガイダンス・おはなし会を実施	随時
	一般 小樽市倫理法人会他 計4団体(163名)	6・8月
	児童 あかつき保育園・児童クラブ他 計3団体(98名)	4~3月
	学校 桂岡小学校他 計4校(229名)	4~3月

(2) 事業実施一覧(定期事業)

行事	内容	開催日
◆ちびっこ映画の会	(49回・266名)	毎週土曜日
◆おはなしの会	(50回・274名)	毎週水曜日
◆ブックスタート事業	保健所の乳幼児10か月健診時に、子育て支援センター、絵本児童文学研究センターと連携して絵本の配付と読み聞かせ(24回・497名)	毎月2回

7. 平成29年度事業実施状況

(3) 事業実施一覧(学校連携)

行事	内容	摘要
◆スクール・ライブラリー便	学校図書館読書活動用(小学校18校 中学校11校 計7,911冊)	継続
◆学校巡回文庫	学級文庫用(小学校11校 4,954冊)	継続
◆特別貸出(調べ学習・展示等)	(小学校7校 中学校1校 494冊)	新規
◆学校図書館クリニック	学校図書館環境改善(小学校4校 中学校1校)	新規
◆学校図書館運営相談	読書・調べ学習・学校図書館全般の相談(小学校13校 中学校5校 高校1校)	新規
◆施設見学(職業体験を含む)	(小学校17校 中学校5校)	継続
◆おはなし会・ブックトーク	まち育てふれあいトークの再掲(小学校3校 中学校5校)	継続
◆学校図書館通信たるとレポート	学校図書館の活動報告・新刊紹介等 7号発行	新規
◆学校図書館関係研修会開催・講師派遣	学校図書館担当者研修他 計4件	継続
◆学校司書支援	学校司書初任者研修・学校図書館連携会議等	新規
◆その他	高校生ボランティア受入等	継続

(4) 資料展示開催状況

開催月	テーマ(一般・児童)
4	◆絵本作家こぐれけいすけさん原画展(児童) ◆またまたすいぞくかんがやってきた(一般) ◆江戸時代で候(一般) ◆雑誌「赤い鳥復刻版」展(一般)
5	◆「ドナルド・キーン 石川啄木の日記を読み解く最初の日本人」展(一般) ◆春の本「はる・る・る」(児童) ◆ヘレンケラー 来樽80周年記念展示(一般)
6	◆雨の本「雨・あめ」すきになりそう展(児童) ◆小樽写真家黒田直也展(一般) ◆北海道を遊ぶ(一般)
7	◆版画家手島圭三郎(児童) ◆北海道コカ・コーラボトリング(株) 寄贈図書展(一般) ◆北海道キリンビバレッジサービス(株) 寄贈図書展(一般) ◆石原裕次郎記念館寄贈資料展(一般)
8	◆読書感想文指定図書・課題図書「読書感想文を書いてみよう」(児童) ◆平和の本「平和ってなに？」(児童) ◆追悼展示「わか かやまけん」(児童) ◆教員研修作成展示「さあスポ活！」「見えない星を見ようとして」(児童) ◆小樽出身沼田真佑さん芥川 受賞(一般) ◆北陵中学校職場体験資料展示(児童)
9	◆斎藤惇夫氏講演会共催展示「子どもの本の夜明け」(一般) ◆「北海道の名付け親・松浦武四郎と小樽」展(一般) ◆聖樹の パンと小樽のパン屋さん(一般・アニメパーティ会場)
10	◆ハロウィンの本「とりっく オア トリート」(児童)
11	◆こどものともぜんぶ展示(児童) ◆よい絵本原画(複製)展(児童) ◆こぐれけいすけ原画展(児童) ◆こぐれけいすけ写真展 (児童) ◆お寿司の本(児童) ◆青園中学校職場体験展示(児童)
12	◆クリスマスの本「クリスマス・クリスマス」(児童) ◆聖樹のパンと小樽のパン屋さん(一般)
1	◆北海道青少年のための200冊(児童) ◆本には全ての答えがある～伝説の本屋くすみ書房～(一般) ◆小樽の中学生はこ れを読め(児童)
2	◆節分の本「せつぶんのはじまり」(児童) ◆バレンタインの本「バレンタイン」(児童) ◆小樽の小学生はこれを読め(児童) ◆ビートルズCDコンサート資料展示(一般) ◆小樽ユネスコ協会寄贈資料展示(一般)
3	◆桃の節句の本「ひなまつり・も・も・も」(児童) ◆明治大正昭和の小樽 あの頃は・・・(一般)
計	児童展示 23回 一般展示(19回)

市立小樽図書館条例

全部改正 昭和57年12月24日条例第38号
最近改正 平成28年 7月13日条例第40号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき市民の教育と文化の発展に寄与するため、市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市立小樽図書館	小樽市花園5丁目1番1号

(事業)

第3条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び利用についてのこと。
- (2) 貸出文庫、巡回文庫及び移動図書館についてのこと。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等についてのこと。
- (4) 館報その他読書資料の発行等についてのこと。
- (5) 時事情報及び参考資料の紹介等についてのこと。
- (6) その他必要と認めること。

(職員)

第4条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失するおそれのある者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(損害の賠償)

第6条 利用者が、その利用により建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 委員会が行う公募に応じた者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 7 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 10 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 13 協議会の庶務は、図書館において行う。
- 14 この条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(分館等)

第8条 委員会が、必要と認めるときは分館及び閲覧所等を設置することができる。

(廃止)

第9条 図書館を廃止するときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行日において、現にこの条例による改正前の市立小樽図書館条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による協議会の委員である者は、旧条例による任期内に限り、この条例により選任された者とみなす。

附 則(平24.3.15条例18)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平28.7.13条例40)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市立小樽図書館条例第7条第3項の規定、第2条の規定による改正後の小樽市総合博物館条例第8条第3項の規定、第3条の規定による改正後の市立小樽文学館条例第8条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の市立小樽美術館条例第16条第3項の規定は、それぞれこの条例の施行の際現に在任する図書館協議会、博物館協議会、文学館協議会及び美術館協議会の委員（以下「各委員」という。）の任期満了後に行われる各委員の選任から適用する。

市立小樽図書館条例施行規則

全部改正 昭和58年 1月22日 教委規則第3号
最近改正 平成28年 3月30日 教委規則第7号

(趣旨)

第1条 市立小樽図書館条例(昭和57年小樽市条例第38号)の施行については、この規則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号に掲げる日(次項の規定により休館日に当たる日を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで
 - (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後7時まで
- 2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
- (1) 月曜日(同日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 整理日(毎月の最終金曜日をいう。)
 - (4) 特別整理期間(教育委員会(以下「委員会」という。)が定める6月中の6日間をいう。)に当たる日
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(職員)

第3条 図書館に館長のほか、事務長、主査その他必要な職員を置く。

- 2 図書館に副館長を置くことができる。
- 3 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副館長は、館長を補佐して、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 事務長は、上司の命を受けて、館務を掌理する。
- 6 主査は、上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理する。
- 7 第3項から前項までに規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて、館務に従事する。

(館内利用)

第4条 図書館の所有する図書その他資料(視聴覚教育の資料を除く。以下これらを「図書館資料」という。)を利用しようとする者は、図書閲覧票(様式第1号)に所定の事項を記入し、申し込まなければならない。

2 図書館資料は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外利用)

第5条 前条の規定にかかわらず、市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び館長が特に認める者は、図書館資料の貸出しを受けて、館外における利用(以下「館外利用」という。)をすることができる。

- 2 初めて館外利用をしようとする者は、館長に利用者カード申込書(様式第2号)を提出し、及び身分を証明することができるもので館長が認めるものを提示し、利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。
- 3 利用者カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは利用者カードを提示しなければならない。
- 4 図書館資料の貸出しは、1人につき10冊以内とし、その貸出し期間は2週間以内とする。
- 5 利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 利用者カードを紛失し、若しくは損傷したとき又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 次の図書館資料は、貸出しをしない。
 - (1) 貴重な郷土資料
 - (2) 各種新聞、官公報及び新着雑誌
 - (3) 辞典、事典、年鑑及び地図
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めたもの

(視聴覚教育の資料及び機器の利用)

第6条 視聴覚教育の資料(以下この条において「資料」という。)は、映画フィルム、スライドフィルム、紙しばい、ビデオテープ、録音テープ及びレコードとする。

2 資料は、市内の学校、社会教育関係団体その他館長が適当と認めた団体(以下この条において「団体」という。)に貸出しするものとする。ただし、大型版を除く紙しばい(以下この条において「紙しばい」という。)については、この限りでない。

- 3 資料の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚資料貸出し申込書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。
- 4 資料は、その使用について次の各号のいずれかに該当するときは貸出しをしない。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。
 - (2) 特定の政党の政治的活動及び特定の宗教的活動のために使用するとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、館長が不相当と認めたとき。
- 5 資料の貸出し期間及び貸出し数量については、館長が定める。
- 6 紙しばいの館外利用については、各項に定めるもののほか、前条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「10冊以内」とあるのは、「2巻以内」と読み替えるものとする。
- 7 視聴覚機器を使用しようとする団体は、視聴覚機器使用申込書(様式第4号の2)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

(貸出し文庫及び巡回文庫)

- 第7条 貸出し文庫及び巡回文庫(以下「文庫」という。)は、10人以上で構成される市内の団体が開設することができる。
- 2 文庫を開設しようとする団体の代表者は、文庫開設申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を、館長に提出しなければならない。
 - 3 館長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、必要な事項を審査し、文庫を開設することが適当と認めたときは、文庫開設承認書(様式第6号)を交付するものとする。
 - 4 文庫に対する図書館資料の貸出し期間及び貸出し冊数については、館長が定める。
 - 5 文庫を開設している団体が文庫を廃止するときは、貸出しを受けている図書館資料を返納し、文庫廃止届(様式第7号)により館長に届け出るものとする。

(移動図書館)

- 第8条 委員会は、必要な地域に移動図書館を設けることができる。
- 2 移動図書館の利用については、第5条第1項から第6項までの規定を準用する。

(図書館資料の寄贈)

- 第9条 寄贈を受けた図書館資料は、その品目、員数及び寄贈者の住所、氏名等を記録して保管しなければならない。

(個人の所有する図書等の預かり及び閲覧)

- 第10条 個人の所有する図書その他資料(以下これらを「図書等」という。)を図書館に預け、公衆の閲覧に供しようとする者は、当該図書等の品目、員数等を詳しく記載した文書等を委員会に提出してその承認を得た後、当該図書等を図書館に送達するものとする。
- 2 前項の図書等は、別に定めのある場合を除き、図書館資料と同様に取り扱わなければならない。

(委任)

- 第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

- | | | |
|----------------------|----------------------|---------------------|
| 付 則(昭60. 2. 8教委規則1) | 付 則(平元. 1. 8教委規則1) | 付 則(平2. 4. 4教委規則10) |
| 付 則(平3. 2.12教委規則1) | 付 則(平3. 4.24教委規則2) | 附 則(平6. 3.30教委規則7) |
| 附 則(平10. 3.26教委規則4) | 附 則(平10. 6.25教委規則11) | 附 則(平13. 3.29教委規則5) |
| 附 則(平15. 10.17教委規則9) | 附 則(平17. 3.25教委規則9) | 附 則(平18 10. 5教委規則6) |

附 則(平21.10. 5教委規則12)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
(市立小樽図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の市立小樽図書館条例施行規則の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これに必要な訂正を加えた上で使用することができる。

附 則(平28. 3.30教委規則7)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。